

賃貸借契約書

奈良県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により車両リース車（以下「リース車」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が自己所有のリース車を甲の使用に供し、甲がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年9月26日から令和13年9月25日までとする。

（契約対象リース車及び保管場所）

第3条 契約対象リース車及び保管場所は、次のとおりとする。

（1）リース車及び数量

奈良県議会公用車 1台

（明細は別紙のとおり）

（2）保管場所

奈良市登大路町30 奈良県議会

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、月額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。

（契約期間全体の執行予定額は金 円とし、各年度の支払額は末尾記載のとおりとする。）

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、毎月払いとし、甲は、乙から賃貸借料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、奈良県契約規則第19条第1項第5号の規定により免除する。

（リース車の搬入出等）

第7条 リース車納入時に要する費用及び本契約の終了に伴うリース車引き取り時に要する費用は、乙の負担とする。

(リース車の保守)

第8条 リース車の調整、修理、部品の交換等所要の保守は甲において行うものとする。

(他の機械器具の取り付け、リース車の改造)

第9条 甲は、次の各号に定める事項については、あらかじめ書面による乙の同意を必要とする。

(1) リース車に他の機械器具を取り付ける場合

(2) リース車を改造する場合

(3) リース車の保管場所を変更する場合

(管理上の注意等)

第10条 甲は、リース車及びその賃貸借権について、第三者に対してこれを譲渡し、装置を貸与し、又は担保の目的に供することはできないものとする。

(リース車の引き取り)

第11条 乙は、本契約の終了に伴いリース車を速やかに引き取るものとする。

2 前項の引き取りに際して、甲は取り付けした他の機械器具を取りはずす等、リース車を引き渡し当時の原状に復するものとする。

3 乙が第1項の引き取りをするときには、甲はその作業が円滑に遂行されるよう協力する。

(秘密保持)

第12条 乙及びその従事者は、本契約の履行により知り得た甲に関する一切の情報、数値等をいかなる理由があっても第三者に漏洩しないものとする。乙の秘密保持の義務は、本契約終了又は解除後も継続するものとする。

(盗難、損傷等発生時の措置)

第13条 甲は、リース車の盗難、損傷等が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

2 リース車に前項の事態が発生し、甲がリース車を使用できなくなった場合には、当該リース車についての本契約は終了するものとする。

3 前項の場合、甲は乙が請求する中途解約金を支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、相手方が本契約に基づき債務を履行しない場合には相当の期間を定めて催告を行い、なおその期間内に履行がないときは書面による通知をもって本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の100分の10(乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請規約又は資材、原材料の購入等の契約(以下「下請契約」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 本契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して下請契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の100分の10(乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
(個人情報の保護)

第16条 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。
(損害賠償)

第17条 甲又は乙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、当該債務不履行から生じる通常の直接損害を賠償するものとする。
(予算の減額等による契約の変更等)

第18条 甲は、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃貸借料が減額又は削除されたときは、契約を変更または解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の変更または解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
(合意管轄裁判所)

第19条 甲と乙の間で訴訟が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。
(協議)

第20条 本契約に定めのない事項及び本契約の履行について疑義を生じた場合、甲及び乙で協議し円満解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

奈良市登大路町30

奈良県議会事務局

局長

乙

年度別賃貸借料の内訳

令和8年度	円	
令和9年度	円	
令和10年度	円	
令和11年度	円	
令和12年度	円	
令和13年度	円	
合計	円	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）

第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面(参考様式3)により再委託する旨を甲に申請し、書面(参考様式4)によりその承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面(参考様式5)を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において使用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面(参考様式6)により甲に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

参考様式 1 (第3 関係)

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書 (新規)

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者について、次のとおり報告します。

1 契約名等

契約名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

所属・職名	
氏名	

参考様式 2 (第3 関係)

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書 (変更)

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者の変更について、次のとおり報告します。

1 契約名等

業務名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

	変更前	変更後
所属・職名		
氏名		
変更年月日	年 月 日	

再委託承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約に係る業務の一部を再委託したいので、次のとおり申請します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地 (住所) 名称又は商号 代表者氏名 連絡先
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における 安全性及び信頼性 を確保する対策	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)
再委託先に対する 管理及び監督の 方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

再委託承認書

年 月 日

(受託者)

所在地 (住所)
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

奈良県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで承認申請のありました以下の契約に係る事務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地 (住所) 名称又は商号 代表者氏名
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	

個人情報預り証

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約に係る個人情報を預かりました。以下の契約の完了後、直ちに、貴県の指示に従い、返還又は消去若しくは廃棄します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

個人情報の記録媒体種類	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> 外付けハードディスク <input type="checkbox"/> CD/DVD <input type="checkbox"/> その他 ()
個人情報の名称 (内容)	
受領者及び受領日	(所在地 (住所)) (名称又は商号) (連絡先) (受領者氏名) (連絡先) (受領日) 年 月 日
返却予定日	年 月 日
返却方法 (予定)	については、後に廃棄 については、返却予定日までに奈良県へ返還

- 注 1 預かった個人情報を消去又は廃棄する場合は、書面(参考様式6)により報告すること。
 2 個人情報の名称(内容)には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。返却の場合は、以下について職員が記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者	
-------	-------	-----	--

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

消去・廃棄した 個人情報	
消去・廃棄の別	消去 ・ 廃棄
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
消去・廃棄担当者名 <small>※委託した場合は処理委託先の名称</small>	
消去・廃棄方法	

- 注 1 消去又は廃棄を行ったことを証明する写真等を添付すること。
2 専用ソフト等を使用して消去又は廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
3 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
4 消去又は廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。